

平成28年第1回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月10日（木）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	外山昌彦
町民課長	小林章	福祉課長	川村星彦
建設水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 事務局 局長	外山昌彦
選挙管理 委員会 委員長	四木豊美	選挙管理 委員会 事務局 局長	下田正幸
代表監査委員	米内山功	監査委員 事務局 局長	山本晃広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 山本晃広  
主 査 井川静香

事務局次長 鈴木博文

---

## 議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
六戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 1 号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 日程第 5 議案第 2 号 十和田地域広域事務組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程第 7 議案第 4 号 六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例案
- 日程第 8 議案第 5 号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 6 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 7 号 六戸町職員の退職管理に関する条例案
- 日程第 11 議案第 8 号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 9 号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 10 号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 11 号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 12 号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 13 号 六戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 14 号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 15 号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 16 号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 17 号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 六戸町公園条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 4 同意第 1 号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 5 同意第 2 号 六戸町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 6 各常任委員会所管事項調査付託
- 日程第 2 7 議員派遣について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 会議録署名議員の氏名

3 番 杉 山 茂 夫

4 番 久 田 伸 一

## 会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

皆様おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました平成28年度予算関係議案第24号から第31号までの8件について審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、河野豊君。

予算特別委員長（河野 豊君）

それでは、予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました平成28年度予算関係の議案第24号 平成28年度六戸町一般会計予算、議案第25号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第26号 平成28年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第27号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第30号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 平成28年度六戸

町霊園事業特別会計予算を去る3月8日、9日の2日間、予算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（円子徳通君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、議案第24号から議案第31号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成28年度六戸町一般会計予算、議案第25号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第26号 平成28年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第27号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第30号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 平成28年度六戸町霊園事業特別会計予算、以上8件の議案はそれぞれ原案のとおり可決

されました。

次に、日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成27年12月28日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し承認を求めるものであります。

今回の改正は、昨年12月16日決定の与野党税制大綱において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いの見直し方針が示され、施行日を平成28年1月1日とする地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部改正が公布されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するため条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書の3ページからになります。説明補足資料1ページの新旧対照表もご参照ください。

改正内容は、まず3行目の第1条のうち六戸町税条例第51条第2項各号で始まる段落部分については、町民税の減免において、減免を受けようとする者の提出する申請書の記載事項から個人番号を除くものであります。

そして、後ろから4行目、第1条のうち六戸町税条例第139条の3第2項第1号で始まる段落部分は、特別土地保有税の減免について、減免を受けようとする者の提出する申請書の記載事項から個人番号を除くものであります。

よって、これら減免申請における申請書には、個人番号の記載を必要としないこととなります。

附則は、この条例は公布の日から施行する。

以上で、承認第1号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (棟方晃祥君)

議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。

平成28年度において行う事業計画の一部変更について、青森県及び関係する8市町で負担

する額を、6 ページの別紙のとおり変更するものであります。

全体では、前年度比較12万円減の686万4,000円、また、当町の負担額は前年度より2,000円減の11万2,000円となっております。

以上で、議案第1号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については、原案のとおり可決いたしました。



次に、日程第5 議案第2号 十和田地域広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案書の7ページをお開きください。

議案第2号 十和田地域広域事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

8ページをごらんください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律、施行令の一部改正に伴い、条文の整理を13条及び14条の見出しと条文の整備を行うものであります。

9ページです。

附則といたしまして、第1項では青森県知事の許可のあった日から施行するものとし、第2項では適用区分について定めるものであります。

以上で、議案第2号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 十和田地域広域事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案書の10ページをお開きください。

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明いたします。

11ページをごらんください。また、別紙補足資料の新旧対照表1ページ中ほどもごらんください。

主な改正内容について、ご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、6つの関係条例の一部を改正するものであります。

その内容といたしましては、第1条、六戸町情報公開条例の一部改正では、第3章に規定する六戸町情報公開個人情報保護審査会関係条項を削除としております。

次に、第17条、第18条を全部改正し、新たに第17条は審理員による審理手続に関する規定の適用除外について、第18条は審査請求があった場合の手続について定めるものであります。

13ページの後ろから2行目になりますけれども、第2条六戸町個人情報保護条例の一部改正では、第6条の2及び第7条第3項の条文の整備を行い、第28条、第29条を全部改正し、新たに第28条は審理員による審理手続に関する規定の適用除外について、第29条は審査請求のあった場合の手続について定めるものであります。

16ページの中ごろになります。

第31条から第35条を削除し、六戸町情報公開個人情報保護審査会を廃止するものであります。

次に、16ページ、後ろから3行目になります。

第3条、六戸町行政手続条例の一部改正、17ページ、1行目、第4条、六戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第5条、六戸町職員の給与に関する条例の一部改正及び第6条、六戸町営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部改正については、条文の整備を行うものであります。

18ページをお開きください。

附則として、第1項では施行日を行政不服審査法の施行の日からとし、第2項、第3項では経過措置について定めるものであります。

以上、議案第3号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第4号 六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案書の19ページをお開きください。

議案第4号 六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例案についてご説明いたします。

20ページをごらんください。

本案は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、廃止される六戸町情報公開条例に定める六戸町情報公開・個人情報保護審査会を、六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会として新たに設置するため定めるものであります。

第1条は設置について、行政不服審査法並びに六戸町個人情報保護条例及び情報公開条例の規定により、六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会を設置するものであります。

第2条は審査会の所管事務について定めるものであります。

第3条は組織について、委員は5人以内と定めるものであります。

第4条第1項は委員の委嘱について、委員は町長が委嘱するとし、第2項は任期を2年と

し、第3項は委員の守秘義務について定めるものであります。

次、22ページになりますけれども、第5条は会長の職務及び職務代理について定めるものであります。

第6条は会議について、審査会の招集、開催、議決について定めるものであります。

第7条は審査会の庶務について、第8条は委任について定めるものであります。

附則といたしまして、施行日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第4号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第5号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案書の24ページをお開きください。

議案第5号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

25ページをごらんください。また、別紙補足資料の新旧対照表6ページもごらんいただきたいと思います。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い改正するものであります。

第5条第2項第1号の改正は、条文の整備を行い、同項に審査の申出書の記載事項についての1号を加えるものであります。

同条第3項の改正は、条文の整備を行い、同条に第6項として審査申出人について資格を失ったときの申し出についての1項を加えるものであります。

第7条の改正は、書面審査に係る項目について2項を加えるものであります。

26ページ、中段になりますけれども、中ごろになりますけれども、第12条第1項の改正は、決定書に掲げる事項について定めるものであります。

27ページになります。

附則として、第1項では施行日を平成28年4月1日からとし、第2項では適用区分について定めるものであります。

以上で、議案第5号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案書の28ページをごらんいただきたいと思います。

議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

29ページをごらんください。別紙補足資料の新旧対照表の7ページもごらんいただきたいと思います。

本案は、地方公務員法の改正により人事評価制度が導入されることに伴い、職員の降給の事由及び手続について定めるため改正するものであります。

その内容といたしましては、題名の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を、職員の分限に関する条例に改め、第1条から第4条までの改正は条文の整備を行い、第1条の次に、30ページの後ろのほうから2行目ですけれども、第2条として休職の事由、31ページ2行目になりますけれども、第3条として降給の事由についての2条を加えるものであります。

32ページ、最後の行ですけれども、附則といたしまして、施行日を平成28年4月1日からするものであります。

以上で、議案第6号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。



これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第7号 六戸町職員の退職管理に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(下田正幸君)

議案書の33ページをごらんください。

議案第7号 六戸町職員の退職管理に関する条例案についてご説明いたします。

次のページ、34ページをごらんください。

主な内容についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の改正により、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるため制定するものであります。

その内容といたしましては、第1条は趣旨について、第2条は再就職者による依頼等の規制について、第3条は任命権者への人事委員会規則で定める職にあった者の辞職後2年間の届け出について定めるものであります。

36ページです。

附則として、施行日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第7号の説明といたします。

議長 長(円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町職員の退職管理に関する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第8号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案書の37ページをごらんください。

議案第8号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

38ページをごらんください。あわせて、補足資料、新旧対照表9ページもごらんください。

本案は、学校教育法の改正により、義務教育学校、小中一貫校が新たに規定されたことに伴い改正するものであります。

第8条の2第1項の改正は、条文の整備を行うものであります。

附則として、施行日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第8号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第9号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案書の39ページをごらんください。

議案第9号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

次のページ、40ページをごらんください。別紙補足資料の新旧対照表10ページもごらんいただきたいと思います。

本案は、青森県人事委員会の勧告を考慮し、給与月額、勤勉手当の支給割合の改正及び地方公務員法の改正により級別基準職務表を定め、人事評価の結果に応じた昇給及び勤勉手当の支給を行うため改正するものであります。

第1条の改正は、医師等の初任給調整手当についての改正及び勤勉手当の支給割合を6月は100分の72.5に、12月を100分の77.5に改め、給料月額を41ページから57ページまでの給料表のとおり改めるものであります。

58ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の改正は、条文の整備と級別基準職務表を定め、人事評価の結果に応じた昇給及び第1条で定めた勤勉手当の支給割合を6月分、12月分とも100分の75に改めるものであります。

62ページです。

附則として、第1項は施行日を公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は施行日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

第2項から第6項までは経過措置について、第7項は給与の内払いについて、第8項は規則への委任について定めるものであります。

以上で、議案第9号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第10号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案書の65ページをごらんください。

議案第10号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

66ページをごらんください。新旧対照表33ページも一緒にごらんいただきたいと思いますと思います。

第1条の改正は、12月支給の期末手当の支給割合を100分の10引き上げるものであります。

第2条の改正は、6月の支給割合100分の140を100分の142.5に、12月の支給割合100分の160を100分の157.5に改めるものであります。

附則として、第1項では施行日を公布の日からとし、ただし、第2条の規定は施行日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

第2項は、第1条で規定する改正後の規定の適用は平成27年12月1日からとするものであります。

第3項は、期末手当の内払いについて定めるものであります。

以上で、議案第10号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第11号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案書の68ページをごらんください。

議案第11号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

96ページをごらんください。新旧対照表の34ページも一緒にごらんいただきたいと思います。

第1条の改正は、12月支給の期末手当の支給割合を100分の10引き上げるものであります。

第2条の改正は、6月の支給割合100分の140を100分の142.5に、12月の支給割合100分の160を100分の157.5に改めるものであります。

附則として、第1項では施行日を公布の日からとし、ただし、第2条の規定は施行日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

第2項は、第1条の規定による改正後の規定の適用は、平成27年12月1日からとするも

のであります。

第3項は、期末手当の内払いについて定めるものであります。

以上で、議案第11号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

川村重光君。

7 番（川村重光君）

この議員の期末手当の支給という提案理由ですけれども、具体的にどういう根拠でこれを引き上げるのか、そこをちょっと。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

今回、人事院勧告で職員の勤勉手当ですか、それから給与の月額が引き上げられました。それとのバランスを考慮した上で、今回、特別職とそれから議員さん方の期末手当を引き上げるものです。

以上です。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

そうすれば、青森県の人事委員会の勧告をもとにということですがけれども、勧告というのは命令ではないですよ。

それから1つ、どうしてまた、議員報酬はこれは対象にはならないわけかということでしょうか。そこを1つ、お願いします。



議長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議員の報酬については、今回は対象にしていません。

あと、青森県の人事委員会の勧告については、必ず従えというものではございませんけれども、通常、どこの自治体、市町村でもそれに従って考慮して随時上げたり下げたりしているのが状況でございます。

以上でございます。

議長（円子徳通君）

7番、川村君。

7番（川村重光君）

その勧告というものは、青森人事委員勧告というのは、どういうものを基準にして勧告なされるものなのか。それから、3回しか質問できませんけれども、この件について町民の意思とかそういうのはないですよ。

議長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

青森県の人事委員の勧告については、国の人事院の勧告を考慮した形。その国の人事院は何を参考しているかということ、民間の企業の方々の給料を基準にしてそれを参考にして定めて、勧告として出しておりますので、その辺を参考にして私たちもそれに従ったような形で人事院の勧告を考慮したということでもあります。

あと、それに関して町民の意思とかということではございません。あくまでも、民間の企業を参考にして人事院で基準を定めて、それに従ったということでございます。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

大丈夫ですよ。どうぞ。

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

民間の企業を対象といいますと、民間の企業というのはどういう企業を対象にしているか、ちょっとご説明をいただきたい。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの川村議員さんのご質問でございますが、民間の人数のはっきりしたものは、現在記憶にありませんけれども、100人程度以上の民間企業の給与を参考にして、公務員の給与をどうするのかということ人事委員会のほうで検討して、それを理事者のほうに勧告をする。それを採用するかどうかにつきましては、県であれば県議会が認めるかどうか、国であれば国会が認めるかどうか、町であれば町の議会が認めるかどうか、それによって職員、特別職、議員さんの給与を皆様にお諮りしていると、そういうことでございます。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ただいま、川村議員から討論省略することに異議ありとの発言がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に対し反対者の発言を許します。

川村重光君。

7 番 (川村重光君)

7番、川村でございます。

議案第11号に対して反対の立場で討論させていただきます。

青森県人事委員会の勧告を考慮して、議員の期末手当を引き上げてくださる。提案した執行部には感謝いたしたいと思いますが、日ごろの議会活動を高く評価してのことと思います。そのことに対しては、本当にありがたいと思っておりますが、私個人としては、素直に喜べないところがあります。

今、国は、景気は緩やかに上向いているとおっしゃっておりますが、今後、不安材料もあるということも言っております。

そこで、六戸町のこの現状は果たしていかなものかと。町長の所信では、社会保障関連費の増大など厳しい財政下で町政運営をしているんだと、所信表明で触れておりました。先般、介護保険を大幅に引き上げ、今回、さらにまた国民健康保険税の引き上げが提案されております。町民に大きな負担をかけることになるわけでございます。そのことを最終的にこの町民に負担をかける、そういうことを決めるのは、今、我々議員なわけでありまして。責任を伴うわけでございます。

このたびのこの勧告だけで、自分の期末手当を引き上げることは、町民から負託された議員として町民に説明がつかない、また、理解が得られないと思います。

よって、この議案第11号は時期尚早と思ひ、私は反対いたします。

議 長 (円子徳通君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

議案第11号につきましては、私は賛成をするものでございます。

その理由の1つといたしましては、報酬そのものの金額を考えてみれば高額ではないというところであります。

2つ目には、特に最近、各議員個々の活動が町発展のために、町民幸せのために、それぞれの議員の活動が活発になっているということ。

3つ目には、政務調査費等も当町はないわけでございます。各議員の活動、それぞれの方々が身銭を切っているというようなことを考えてみれば、わずかな金額であっても、この条例を改正をするということは適切な判断であろうと考えます。

次に、さらに人事院勧告等の勧告もあるということから、特別職の給与のバランス等も考えたときには、この条例を改正するのは当然のことであろうと思います。

さらに、民間の給料等のバランスを考えたときには、ごく当然、自然の流れではないのかなということから、私は賛成をするものでございます。

以上でございます。

議長（円子徳通君）

ほかに討論ありませんか。

10番、母良田昭君。

10番（母良田 昭君）

議案第11号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に賛成の討論をさせていただきます。

まず1つは、この条文にもあります費用弁償に関して、前に県内における費用弁償を廃止している経緯もございます。

また、昨年度、議会改革協議条例を制定し、先ほど山本議員も言いましたけれども、自分たちで決めた条例案に向かって、議会改革に日々取り組んでいること。

そして、改正の内容でありますけれども、なぜ今、反対討論するのかと。1つは、今年の12月にもう期末手当をもらっております、変更後の年額3カ月分。ということで、今回は年

額3カ月分に関しては同じで、それぞれの6月、12月のあれを変更するだけの話であって、やはり今さら討論というか、反対討論をなぜ行うのか、1つは疑問でございます。

先般の県内において、いろいろ議会活動においても表彰されるほど、先ほど言いましたように、各議員が率先して活動している中、もちろん町民からそういう声もございませんので、そのまま期末手当支給割合の改正に賛成をさせていただきます。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時48分）

再開（午前10時49分）

議長 長（円子徳通君）

再開いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 長（円子徳通君）

賛成多数です。

ご着席ください。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。  
ここで、11時まで休憩いたします。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

議長（円子徳通君）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、日程第15 議案第12号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

議案書の71ページになります。

議案第12号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

補足資料のほうは35ページの新旧対照表になります。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、課税限度額の引き上げと軽減判定基準の拡大を行うものと、先般、全員協議会でご説明いたしました税率の引き上げを行うものでございます。

最初に、課税限度額の引き上げについて申し上げます。

72ページ、3行目になります。

第2条第2項ただし書きの改正は、基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、そして、後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円に、それぞれ2万円引き上げるものであります。

介護給付金課税額の限度額の16万円はそのままとなりますので、今回の改正により、限度額の合計は現行の85万円から89万円に引き上げられることとなります。

次に、軽減判定基準の拡大部分について申し上げます。

まず、73ページ、最後の行、同条第2号中26万円を26万5,000円の部分になります。これは、5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準の算出において、被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に引き上げるものであります。

そして、74ページになります。74ページ6行目の中段から下の部分、同条第3号中47万円を48万円に、の部分になります。これは、2割軽減の対象となる世帯の所得判定基準の算出において、被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に引き上げるものであります。

次に、税率の引き上げについて申し上げます。

72ページにお戻りいただきます。

中ほどの第3条第1項の改正は、医療給付分の所得割の税率を100分の5.6から100分の5.95に、次の第5条の改正では、同じく医療給付分の均等割の税率を2万4,000円から2万6,500円に、次の第5条の2第1号の改正では、同じく医療給付分の平等割の税率を2万8,000円から3万500円に、ただし、特定世帯については1万4,000円から1万5,250円に、特定継続世帯については2万1,000円から2万2,875円に改正するものであります。

72ページ、後ろから2行目、第6条の改正は、後期高齢者医療分の所得割の税率を100分の1.7から100分の2.05に、最後の行、第7条の2の改正は、同じく後期高齢者医療分の均等割の税率を7,000円から8,500円に、73ページに移って、第7条の3第1号の改正では、後期高齢者分の平等割の税率を8,000円から9,500円に、ただし、特定世帯については4,000円から4,750円に、特定継続世帯については6,000円から7,125円に改正するものであります。

73ページ、3行目、第8条の改正は、介護給付分の所得割の税率を100分の1.4から100分の1.75に、次の第9条の2の改正は、同じく介護給付分の均等割の税率を8,000円から9,500円に、次の第9条の3の改正は、介護給付分の平等割の税率を6,000円から7,500円に改正するものであります。

73ページ、6行目から74ページに及ぶ第23条の改正について申し上げます。

第23条は、国民健康保険税の均等割額及び平等割額の減額する額を規定する条項であり、第1号が7割軽減の額について、第2号は5割軽減の額について、そして第3号は2割軽減の額について、特定世帯などの世帯の形態ごとに規定しており、今回の改正により、それぞれ規定に基づき相当額に改めるものであります。

75ページ、附則になります。

第1項は施行期日を平成28年4月1日とするものであり、第2項は適用区分について定め

たものであります。

以上で、議案第12号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第13号 六戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。



担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（川村政則君）

議案書の76ページをお開きください。

議案第13号 六戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の77ページをごらんください。あわせて、補足資料の39ページ、新旧対照分をごらん願います。

今回の改正は、学校教育法の改正に伴い、六戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正するものであります。

第5条中、第53条を第83条に改めるものです。

第11条は返還方法の中の延滞金徴収について、徴収しないこととするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、河野君。

8番（河野 豊君）

この奨学金の件ですけれども、今回、10%に延滞金をするということですのでけれども……

（「なしにするから」の声あり）

8番（河野 豊君）

なしにするのか。すみません、わかりました。

ちょっと頭がこんがらがっちゃったな。そうか、すみません。

奨学金の問題ですけれども、今、現在、インターネットとかそういうのでも騒いでいます

けれども、奨学金をもらってその奨学金を払う。要は利息でもって、何ですか、せっかく奨学金をもらいながら学校を卒業したものの、その奨学金を払えない子供さんが非常に多くなっているというのは、皆さんもご承知のことと思います。

そういう中において、何か10%、ちょっといいですか、休憩しても。だめ。ちょっと休憩させてください。

議 長（円子徳通君）

質問を取り下げますか。

8 番（河野 豊君）

そうか。じゃ、取り下げます。

議 長（円子徳通君）

ほかに質問ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 六戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第14号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (川村星彦君)

議案第14号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書78ページから79ページとなります。あわせて、補足資料の39ページから40ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正は、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の改正に伴い、非課税者を非課税世帯に、また、条例中の文言の統一を図るため、特定療養費を保険外併用療養費に改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第15号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(川村星彦君)

議案第15号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書80ページから81ページとなります。あわせて、補足資料40ページから41ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正は、個人番号制度に関する法律の施行に伴い、氏名及び住所の後に個人番号を加えるものでございます。

附則につきましては、施行期日と適用期日を定めたものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第16号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第16号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書82ページから138ページとなります。あわせて、補足資料41ページから87ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正の内容は、国の規準の改正により、従来の通所介護サービス、いわゆるデイサービスのうちの利用定員18人以下のサービスを地域密着型通所介護とし、新設し、今まで県の指定だったものを町指定と改めるため、本条例を改正するものでございます。

ただし、現在、当町ではこのサービスを行っている事業所はございません。

主な改正内容は、新サービスの規定を、101ページ第3章の2地域密着型通所介護の基本方針第60条から136ページ準用第96条までを加えるものでございます。

その他、改正は第3章の2を加えるために、各条項を繰り下げするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第17号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第17号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書139ページから144ページとなります。あわせて、補足資料87ページ後段から91ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正の主な内容は、国の基準の改正により、指定介護予防認知症対応型通所介護、いわゆる要支援1、2の方の認知症デイサービス事業者に対し、141ページの後ろの2行目から142ページまで、第39条に運営推進会議の設置、記録の作成と公表について定める条項を加えたほか、条項の整備を行ったものでございます。

ただし、当町ではこのサービスを行っている事業所はございません。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第18号 六戸町公園条例の一部を改正する条例案を議題といたします。



担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

議案第18号 六戸町公園条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の145ページをお開きください。

今回の改正は、小松ヶ丘公園7号と8号を統合するため、8号公園を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 六戸町公園条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (円子徳通君)

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第23 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長(円子徳通君)

起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第24 同意第1号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)  
質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)  
ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより同意第1号を採決いたします。  
この採決は、起立によって行います。  
賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (円子徳通君)  
起立全員であります。  
よって、同意第1号 六戸町監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。  
次に、日程第25 同意第2号 六戸町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。  
ここで、保土澤副町長より退席の申し入れがありましたので、退席を許します。

(副町長 (保土澤正教君) 退席)

議 長（円子徳通君）

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（円子徳通君）

起立全員であります。

よって、同意第2号 六戸町副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

保土澤副町長の入場を許します。

（副町長（保土澤正教君）入場）

議 長（円子徳通君）

次に、日程第26 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長河野豊君、産業民生常任委員会委員長高坂茂君から、所管事項について、閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は平成28年3月議会定例会終了後から平成29年4月30日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第27 議員の派遣についてを議題といたします。

六戸町議会として、別紙のとおり研修等に派遣したいので、六戸町議会会議規則第126条の規定により議会の議決を求めるものです。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、研修等のため、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで、米内山代表監査委員より、退任に当たってのご挨拶があります。

米内山代表監査委員におかれましては、これまで8年間の長きにわたり、町の監査委員として務めていただきました。米内山代表監査委員お願いいたします。

代表監査委員 (米内山 功君)

退任に当たり、ひとこと、皆様方にお礼を申し上げます。

2期8年の間、大きなトラブルもなく任務を全うできたのは、ひとえに町長初め職員の皆様、そして議員の皆様方の監査に対する深いご理解とご支援があったものであります。この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。

今後は、微力ながら一町民として、住みよいまちづくりにかかわっていきたいと思っておりますので、今後とも引き続きご指導、ご鞭撻くださいますようお願いいたします。

長い間本当にありがとうございました。

議 長（円子徳通君）

ありがとうございました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時30分）